

岩手県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第37号

岩手県手数料条例の一部を改正する条例

岩手県手数料条例（平成12年岩手県条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後			
別表第6（第2条関係）			別表第6（第2条関係）			
農林水産事務関係手数料			農林水産事務関係手数料			
事務	名称	金額	事務	名称	金額	
[略]			[略]			
20 家畜伝染病予防法 （昭和26年法律第 166号）第4条の2 第5項、第5条第1 項又は第31条第1項 の規定に基づく家畜 の検査（同法第5条 第1項の規定に基づ く家畜の検査にあっ ては、監視伝染病の 発生を予防するため のものに限る。ただ し、伝達性海綿状脳 症に係る検査を除く 。）	[略]	(1) 牛	20 家畜伝染病予防法 （昭和26年法律第 166号）第4条の2 第5項、第5条第1 項又は第31条第1項 の規定に基づく家畜 の検査（同法第5条 第1項の規定に基づ く家畜の検査にあっ ては、監視伝染病の 発生を予防するため のものに限る。ただ し、伝達性海綿状脳 症に係る検査を除く 。）	[略]	(1) 牛	
				ア <u>ブルセラ病</u> の検査		ア <u>ブルセラ症</u> の検査
				イ <u>結核病</u> の検査		イ <u>結核</u> の検査
				ウ・エ [略]		ウ・エ [略]
				(2)～(5) [略]		(2)～(5) [略]
[略]			[略]			

22 家畜伝染病予防法 第6条第1項又は第 31条第1項の規定に 基づく家畜に対する 注射	[略]	(1) [略] (2) 豚 ア <u>豚コレラ予防液</u> の注射 310円 イ [略] (3) [略]
[略]		

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
37 租税特別措置法施 行令第20条の2第14 項又は第38条の4第 <u>23項</u> に規定する要件 に該当する事業であ ることについての認 定の申請に対する審 査	[略]	
[略]		

22 家畜伝染病予防法 第6条第1項又は第 31条第1項の規定に 基づく家畜に対する 注射	[略]	(1) [略] (2) 豚 ア <u>豚熱予防液</u> の注射 310円 イ [略] (3) [略]
[略]		

別表第7（第2条関係）

県土整備事務関係手数料

事 務	名 称	金 額
[略]		
37 租税特別措置法施 行令第20条の2第14 項又は第38条の4第 <u>24項</u> に規定する要件 に該当する事業であ ることについての認 定の申請に対する審 査	[略]	
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。